健康増進・啓発普及支援事業の概要

1 事業の内容

本事業は、京都府民の健康増進及び医学・医療に関する知識の啓発普及を目的として、京都府立医科大学や医学関係の団体など医学・医療の関係団体(以下「関係団体等」という。)が開催する講演会、研究会等や医学・医療の啓発、普及や情報提供の取組に対して、関係団体等からの支援要請により当法人が共同開催や後援、協力などで支援を行う。また、関係団体等と協議の上、開催経費や医学・医療の啓発、普及に係る経費の一部(看板代、チラシの印刷費や送付費など)を助成する。

2 支援対象事業

- ① 京都府民を対象とした関係団体等が開催する講演会、研究会、講習会等
- ② 京都府民に対する医学・医療の啓発普及及び情報提供事業
- 3 支援事業の申請

事業実施の一箇月前までに申請書を提出

健康増進・啓発普及支援事業申請書(第1号様式) PDF

4 選考方法及び結果の通知

予算の範囲内で支援内容を決定し、申請者に承認通知

- 5 支援の内容
 - ① 共催又は後援などによる支援
 - ② 関係者への案内チラシの送付
 - ③ 当法人のホームページへの掲載
 - ④ 開催経費や医学・医療の啓発、普及に係る経費の一部を助成(主催者と協議の上、 決定)
- 6 完了報告

事業完了後は速やかに健康増進・啓発普及支援事業実績報告書を当法人に提出

7 情報公開

事業の実施状況は、当法人のホームページ事業・財務の「事業報告書」で公表(個人情報を除く。)

(参考)

【申請書類等】

- ① 健康增進·啓発普及支援事業申請書(第1号様式)
- ② 健康増進・啓発普及支援事業承認書 (第2号様式)
- ③ 健康増進・啓発普及支援事業実績報告書(第3号様式)

【助成の手続き等】

- (1) 健康増進・啓発普及支援事業申請書(第1号様式)の提出、受理
- (2) 予算の範囲内で支援の内容(経費負担を含む)を決定し、健康増進・啓発普及支援事業承認書(第2号様式)により申請者に通知
- (3) 承認を受けた申請者は、事業完了後健康増進・啓発普及支援事業実績報告書(第3号様式)により報告

なお、当法人が経費の一部を支援する場合は、当法人あての請求書を添付 (業者への支払いは、当法人が行う。)